

市では、平成21年12月14日(月)より地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)による税手続きの受付を開始します。

eLTAXとは、社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。複数の地方公共団体へ提出する場合でも、送信先はいつでも同じ窓口(ポータルセンター)になります。

### eLTAXの電子申告で利用可能な手続き

- 個人市・県民税**
  - ・給与支払報告書の提出
  - ・給与からの特別徴収に係る各種届出・申請
  - ▶ 問い合わせ 税務課(内線216)
- 法人市民税**
  - ・中間申告、確定申告、修正申告
  - ・法人設立、設置届出書など
  - ▶ 問い合わせ 税務課(内線217)
- 固定資産税(償却資産)**
  - 固定資産税(償却資産)の申告
  - ▶ 問い合わせ 税務課(内線281)

## 市税のeLTAX・エルタックス電子申告による受付開始



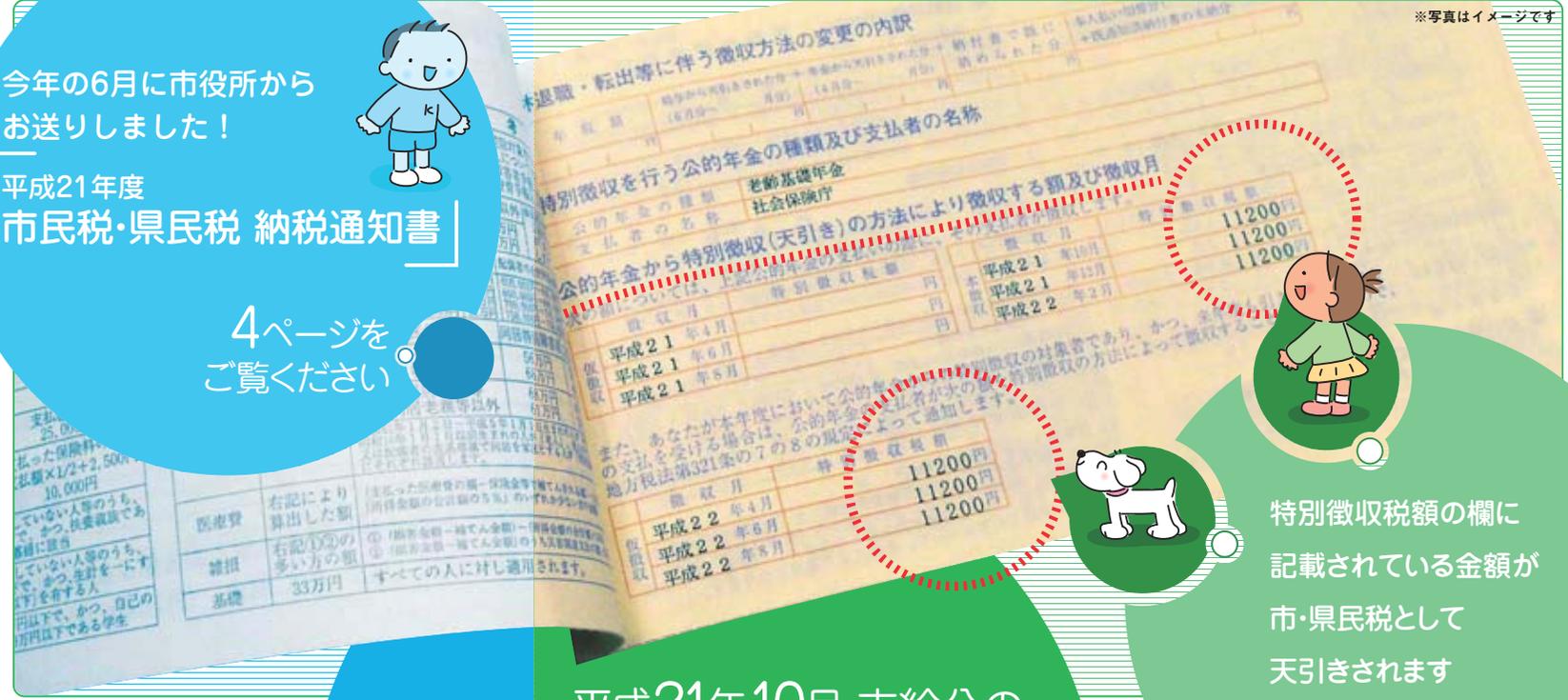
ご利用方法や手続きの流れなど、詳細はeLTAXホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

今年の6月に市役所からお送りしました!

## 平成21年度 市民税・県民税 納税通知書

4ページをご覧ください



特別徴収税額の欄に記載されている金額が市・県民税として天引きされます

# 平成21年10月 支給分の 公的年金から 市・県民税の 天引きが はじまります

納付方法は変更になりますが 年税額には影響ありません

**例外** 年金以外にも給与などの収入があるのですが、この場合はどうなりますか?

天引きの対象になっていても、年金以外にも収入があり、お送りした納税通知書の第3期・第4期に納税税額の記載がある人は、年金以外の収入に係る市・県民税については引き続き納付書または口座振替で納付することになります。

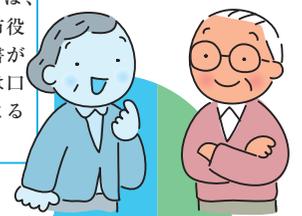


**例外** 年金からの天引きが中止になることはありますか?

市外への転出、市・県民税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、天引きが中止となり、市役所から変更の納税通知書が発送され、納付書または口座振替(普通徴収)による納付に変更となります。



問い合わせ 税務課(内線216)



**対象** どんな人が対象になるのですか?

公的年金を受給されている65歳以上の人で、公的年金所得に対しての市・県民税が課税になる人です。平成21年度市・県民税が非課税の人は対象となりません。

**確認** どのように確認すればよいですか?

対象となる人には今年の6月に市役所からお送りした「平成21年度 市民税・県民税 納税通知書」の4ページに、天引きが行われる年金の種類、支払者の名称および天引きされる金額(特別徴収税額)が記載されています。

年金保険者から送付される「年金振込通知書」も併せてご覧ください。

※通知書はイメージです



**確認** 納税通知書の4ページの記載が空欄だったのですが?

お送りした納税通知書に天引きされる金額(特別徴収税額)が記載されていない人は、年金から市・県民税の天引きはされません。今までどおり納付書または口座振替により納付することになります。

